

第1章 総則

(3) 基本的な方向性

- ・まずは住宅の耐震性を把握することが必要である。
- ・倒壊のおそれのある住宅に居住し、建替えや住替えを行わない場合住宅の耐震改修に努める。  
やむを得ず住宅の耐震化が進められない場合は、東海地震などを想定した時間的な猶予のなさを踏まえ応急的、効果的な対策を講じる。
- ・住宅の耐震化を図った場合であっても更なる効果的な方策を講じる。
- ・行政は、住宅における地震被害軽減方策を計画としてまとめるとともに、主体間の連携による総合的な推進体制を構築する。

(1) 指針策定の背景・目的

- ・地震はわが国では身近な災害であり、生活する時間の長い住宅での地震被害軽減方策が重要である。
- ・地方公共団体においては、住宅の耐震化に向けた取り組みを進めているにもかかわらず普及していない現状を踏まえ、応急的な幅広い住宅における地震被害軽減方策も視野に入れておく必要がある。
- ・本指針は、住宅の耐震化を中心とした幅広い地震被害軽減方策を明らかにし、住宅における地震被害の軽減に資することを目的とする。

(2) 対象

- ・対象とする者：住宅に関わる全ての者
- ・対象とする住宅：国内の全ての住宅
- ・対象とする対策：人的被害を軽減するための対策とし、津波や火災延焼等により引き起こされる二次的被害の軽減のための対策は含まれない

まずは住まいの状態を知ること

住宅における地震被害軽減方策

第2章 住まいの状況の把握

(1) 耐震診断を実施する

- ・**居住者は耐震診断を実施する。**
- ・居住者は耐震診断により住宅の耐震性を把握する。
- ・**行政は耐震診断実施に向けた支援を実施する。**
- ・広報誌、相談窓口の設置等により居住者の意識向上を図る。
- ・居住者によるより簡易な診断や一般的な診断の実施を促すとともに建築士等による精密診断の必要性を広報する。
- ・関係団体と連携して耐震診断のできる技術者の育成・技術向上を図る。
- ・耐震性に関連する情報の提供とともに、居住者が簡易に実行できる診断方法の広報と普及に努める。

(2) 住まいにおける危険を把握する

- ・居住者は、住宅の間取りや大型家具等の位置などから、地震時において危険な箇所を把握する。

原則は住宅の耐震化  
(住宅倒壊への対策)

第3章 住宅の耐震性の確保

(1) 耐震改修計画・設計を実施する

- ・耐震性能が不足しており建替えや住替えを行わない住宅の居住者は、耐震診断の結果をもとに、建築士等に耐震改修計画・設計を依頼する。

(2) 耐震改修を実施する

- ・**居住者は耐震改修を実施する。**
- ・耐震性能が不足している住宅の居住者は、リフォーム工事などの機会を捉えて住宅の耐震改修を実施する。
- ・**行政は、耐震改修等に向けた支援方策を推進する。**
- ・行政は、広報等により耐震改修の重要性について広報し、相談窓口の設置などの対応を図る。また、耐震改修に係る支援方策等を検討し、広報する。
- ・行政は、耐震改修に関わる専門家の育成・技術向上を図る。また、住宅性能評価制度が活用しやすい環境の整備や設計の妥当性・効果などを公平に評価する仕組みを構築するとともに、耐震改修に関して第三者の立場で指導・助言ができるアドバイザーを育成していく。

(3) 耐震性を維持する

- ・居住者は定期的な点検等を行い、適切に維持管理を行う。
- ・行政は維持管理の重要性についてのPRを実施する。

さらなる地震被害軽減への取り組み

住宅の耐震化が行われていない場合の効果的な対策  
(住宅倒壊への対策)

全ての住宅において行われるべき対策

第4章 居住空間の安全性の確保

(1) 住宅の倒壊による圧死を回避する対策を講じる

- ・居住者は、避難用のシェルターや耐震ベッド等の安全な空間を確保し、倒壊等による圧死の回避に努める(特に乳幼児や高齢者等の災害時要援護者)。
- ・生産関係者は、様々な事情により耐震改修に至らない世帯があることを踏まえ、比較的簡易に身を守ることができる製品を開発・普及する。
- ・行政は、これらの安全性を評価する。

(2) 危険なものから身を守る

- ・居住者は、固定器具の使用などの対策を講じ、家具等の転倒落下やガラス等による死傷を防止するよう努める。また、家具等と就寝部分の関係等に留意し、地震時に被害を受けないよう就寝時の場所を工夫する。
- ・生産関係者は、大型家具等については住宅への留め付けが可能よう対策を実施する。また、配送時における留め付け方法の説明の徹底などを、業界団体等が積極的に進めていく。建築士や建築生産関係者は、家具等の固定に配慮した住宅の仕様とする。
- ・行政は、居住者に対する広報や家具等固定のための支援事業を行う。また、業界団体等に家具や家電等の転倒防止対策を促していく。

第5章 住宅からの避難、救助における対応

(1) 住宅からの避難

- ・居住者は、避難用のシェルターや耐震ベッド等の策を講じている場合には、これらに避難し、周囲の安全性を確認した後に住宅から避難する。
- ・居住者は、万一の時に自分の居場所を知らせる機器を持ち、救助されやすくする。

(2) 地震時における住宅からの救助

- ・自主防災組織等は、避難用のシェルターや耐震ベッド等の策を講じている世帯などの事前の情報にもとづき、倒壊している住宅であっても生き埋めの可能性のある場合は迅速な救助に努める。
- ・地域の自主防災組織等は、迅速で確かな救助活動を実施するため、あらかじめ近隣の住宅の耐震性能、生活の工夫の有無、災害時要援護者の状況等を把握しておく。
- ・行政は、自主防災組織等による救助活動がしやすくなるような支援などについて検討する。

総合的な推進体制の構築

第6章 総合的な住宅における地震被害軽減方策の展開

- ・地方公共団体は、各地域の実情に応じてとるべき住宅における地震被害軽減方策を建築士・生産関係者、居住者とともに検討し、他の計画と整合を図りつつ、その内容を計画としてまとめ、地域防災計画に位置づける。

- ・各主体が連携を図り、地域コミュニティ、地方公共団体、民間事業者、各種業界団体等のネットワークを形成し、総合的な推進体制を整備する。

- ・地方公共団体は、建築士・生産関係者、住民が必要とする情報を適宜選択できるような双方向の体制づくり(リスクコミュニケーション)を行う。また、建築士等の専門家を住民の相談アドバイザーとして育成していく。